

# 市民後見人No.70

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.80)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゆていぷらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応 できます)

MAIL : [npokouken@gmail.com](mailto:npokouken@gmail.com) URL : <http://www.shiminkoukenninokai.jp>

## 市民後見人をめぐる状況変化をテーマに

# ■勉強会を開催■

「市民後見人をめぐる最近の動きと市民後見人の会に期待すること」をテーマに9月21日(土)、東京都品川区二葉1丁目にある同区荏原第五地域センター区民集会所で、同区社会福祉協議会の斎藤修一・品川成年後見センター所長を講師に全会員を対象とした勉強会を実施、28人が参加しました。

老人福祉法の改定で全国の市区町村に市民後見人の育成と活用を図る「努力義務」が課せられ、各地でその動きが具体化しています。このため、この日の勉強会のテーマは、市民後見人を取り巻く状況の変化を背景に私たちの活動をどのように進めていくかを考える一助として設定しました。

講師講演の後行われた討論で出たご意見などを踏まえて、今後の活動を進めていきます。

## ■品川社協が養成講座を計画■

この「市町村に課せられた努力義務」の動きが、品川区でも始まります。

区社会福祉協議会は、11月2・3・9・10・16・17日の土・日曜日を使って「平成25年度市民後見人養成講座」を計画、10月11日発行の区広報「しながわ」で受講者募集記事を掲載します。

同区内で活動する市民後見人は、これまで、当会と同協議会が協力して開催してきた養成講座を受講した上で当会会員として後見活動する「法人後見型市民後見人」と東京都が実施してきた「社会貢献型後見人養成講座」を終了し後見活動に入る「個人型市民後見人」に大別されます。

が、市区町村に「努力義務」が生じた結果、都の講座が来年度よりなくなるため、品川社協が新たに講座を計画しました。この講座には、当会や後見活動に関連する司法書士、行政書士の団体などが協力しています。

## ■当会講座を見直します■

品川社協の講座が11月に設定されたことで、当会の今年度の市民後見人養成講座の開催時期や内容を見直すことにしました。開催時期が重なることの是非や、使用するテキストが異なることなどが主な要因です。

社協講座の実施結果を分析したうえで、今後の方向を提起します。

従って、今年度も開催することになれば、来年1月以降になります。

## ■次回勉強会は、史跡散歩を兼ねてお寺で開催■

全会員を対象としたに次回勉強会を、10月19日(土)午後品川区南大井2-5-6、東京都史跡鈴ヶ森刑場跡の「鈴森山大経寺」(小越是誠住職)で開催するための準備を進めています。

講師は、小越住職と被後見人の死後にお世話になっている品川合同葬祭(株)の上野秀記・一級葬祭ディレクターのお二人を予定しています。テーマは「最近のお寺事情・葬儀事情(仮題)」。

大経寺への最寄駅は京浜急行「立会川駅」か「大森海岸駅」で、第一京浜国道沿いにあります。

詳しいお知らせは、前回同様「事務局通信」でメール配信します。ふるってご参加をお願いします。

(文責・古賀)